

安全保障理事会 1802(2008)

2008年2月25日、安全保障理事会第5844回会合にて採択

安全保障理事会は、

東ティモールの情勢に関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ2005年4月28日の1599(2005)、2006年5月12日の1677(2006)、2006年6月20日の1690(2006)、2006年8月18日の1703(2006)、2006年8月25日の1704(2006)および2007年2月22日の1745(2007)の安保理諸決議、ならびに2008年2月11日のS/PRST/2008/5を再確認し、

2008年1月17日の事務総長報告書(S/2008/26)を歓迎し、2007年11月24日から30日にかけて行われた東ティモールへの安全保障理事会派遣団の報告書(S/2007/711)を想起し、

東ティモールの主権、独立、領土保全および国民的統一ならびに同国の長期にわたる安定の促進に対する安保理の強い支持を再確認し、

2007年の大統領および議会選挙が成功裏の終了したことならびに東ティモールにおける民主的に選出された政府と制度の形成を歓迎し、

同政府および東ティモールの人々に対し、その政治的課題を解決するための取組を継続することを促し、民主主義および法の支配に対する責務を再確認しつつ安定および正常を回復するための同政府の決意を感謝しつつ留意し、さらに平和と国家の安定を支援する反政府勢力の責務にも感謝しつつ留意し、

東ティモールにおける政治的、治安的、社会的および人道的状況は、依然として脆弱であることに留意し、

平和的対話を進め意見の不一致を解決するために暴力的手段を避けるよう東ティモールの指導部および利害関係者に対する安保理の求めをくり返し表明し、

司法の独立およびその責任の尊重の必要性を再確認し、裁判手続の必要性に関する東ティモールの指導者の信念と不処罰に対して行動する彼らの決意を歓迎し、この点に関して司法制度に深刻な資金的制限があることを認識し、東ティモールの指導者に対し、独立捜査特別委員会が勧告したように、2006年の危機の期間に犯された重大な刑法犯罪に対し責任をとらせることを確立するための継続的取組を奨励し、

2006年12月1日に東ティモール政府とUNMITとの間で締結された「東ティモールにおける公安の回復および維持ならびにPNTLおよび内務省の改革、再構築ならびに再建の支援に関する取極」の全面的な実施の必要性に関する従前の安保理声明を想起し、これに関連して、国家警察の能力および可能性の開発を念頭において、UNMIT警察とPNTLとの間の建設的な関与の必要性を強調し、

東ティモール政府の要請に応じた、法および安定の回復ならびに維持における東ティモール政府とUNMITを援助する国際治安部隊の役割に対する安保理の全面的な支援を表明し、

東ティモールにおける現在の課題は、本質的には、政治的かつ制度的であるという表明ではあるが、貧困およびそれに関連する喪失はまたこれらの課題の一因となっていることを想起し、とりわけ制度的な能力構築および社会経済的発展に関する、東ティモールに対する二国間および多国間の協力者の非常に貴重な援助に対し敬意を表し、東ティモールの統治の多くの側面の発展において進展がなされていることを認識し、

女性、平和および安全保障に関する1325(2000)ならびに人道支援および国際連合要員の保護に関する1502(2003)の安保理諸決議を再確認し、

国際連合東ティモール統合ミッションが、東ティモールにおける平和、安定および発展の促進におい

て果たし続ける重要な役割を認識し、事務総長特別代表(SRSG)の指導の下で、UNMITおよび国際連合国別現地チームの取組に対し安保理の感謝の念を表明し、

1. 現在承認されている水準で、UNMITの職務権限を2009年2月26日まで延長することを決定する。
2. 2008年2月11日の東ティモール大統領および首相に対する攻撃ならびに同国を不安定にするあらゆる試みを可能な限り最も強い言葉遣いで非難し、これらの憎むべき行為は東ティモールの合法的な制度に対する攻撃を具現していることに留意し、隣国による敏速且つ建設的な対応を歓迎する。
3. 東ティモール政府に対し、この憎むべき行為に対し責任を有する者を裁判にかけることを求め、これに関連して全ての当事者に対し、当局と積極的に協力することを促す。
4. 東ティモールの人民に対し、平静を保ち、自制しまた同国の安定を維持することを求める。
5. 東ティモールの全ての当事者、とりわけ政治的指導者に対し、協働し政治的対話を進めまた同国において平和、民主主義、法の支配、持続可能な社会と経済の発展ならびに国民和解を定着させることを続けるよう促し、高官級調整委員会および三者協調フォーラムを含む、包括的かつ且つ共同プロセスを通じた同国が直面する深刻な政治的および治安関連問題に取り組むことを目的としたSRSGの継続的な取組に対し安保理の全面的な支援を表明する。
6. 責任をとらせることと裁判への継続中の取組の重要性を再確認し、東ティモール政府による2006年の国際連合捜査特別委員会報告書の勧告の実施の重要性を強調する。
7. 同国制度の開発および強化ならびに司法部門の能力の更なる構築に対する、国際社会から東ティモールへの持続的支援の必要性を強調する。
8. UNMITに対し、司法制度の効果を高めるために必要な取組を調整するその取組を継続し、捜査委員会が勧告した措置を実行する際に東ティモール政府を支援することを要請する。
9. UNMITに対し、制度的能力構築の分野において、援助供与国の協力を調整するその取組において、東ティモール政府を支援することを求める。
10. 更に、東ティモール政府に対し、UNMITの支援の下、長期にわたる安定に対する部門の重要性を前提に、内務省、PNTL、国防省およびF-FDTLを含む治安部門の将来の役割と必要性の包括的な見直しに関する継続的な作業を求め、UNMITに対し、東ティモール政府および関係援助供与国と緊密に調整して、見直しを支援するその取組の強化を要請し、治安部門における広範な課題に取り組むため2007年8月に設置された3者調整組織の設置を歓迎する。
11. UNMITに対し、協力機関と協働して、PNTLが再構築されるまで暫定的な法の執行および公安の維持を含む、PNTLに対する支援の提供を通して東ティモールにおける公安の回復および維持を確保することを、UNMITの警察部門の現地関与を通して、継続しつつ、女性特有の必要に取り組むことを含む、PNTLの実兵力を高める目的でPNTLの更なる訓練、指導、制度の開発と強化を支援するその取組を強化することを要請する。
12. 国家警察の要件に対する徹底した評価およびUNMIT警察の技能に対し必要とされる可能な調整を実施するために、2008年の第1四半期にUNMITに専門ミッションを派遣するという事務総長の意図を歓迎し、彼に対し専門ミッションの調査結果を安保理に報告することを要請する。
13. IDPsの問題および持続可能な生活の促進を含む同国が直面している社会的経済的課題に取り組むことを目的として東ティモール国家復興戦略の創設に留意し、これとの関連で、UNMITに対し、貧困削減と経済成長政策の立案において、国際連合諸機関、諸基金および諸計画ならびに東ティモール政府を支援する全ての関連協力機関および関連機構と協力し調整することを継続するよう求める。

14. UNMITに対し、その職務権限全般にわたる分野横断的問題として安全保障理事会決議 1325 に設定されたジェンダーへの配慮を十分に考慮することを要請し、また更に、事務総長に対し、UNMIT全般にわたるジェンダーの主流化および女性や少女の情況、とりわけジェンダーを基礎とする暴力から、女性や少女を保護するために提案されまたは取られた特別の措置を詳述した彼女らを保護する必要性に関連すること、に関するその他の全ての側面に関する進展を安全保障理事会への彼の報告書に含めることを要請する。
15. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策のUNMITにおける全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、部隊および警察官を提供している諸国に対して、適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保することを促す。
16. 更に事務総長に対し、現場に関するまたとりわけ対話および和解への支援における事務総長特別代表の取組についての進展を含む本決議の実施に関する進展を、安保理に定期的に報告することおよび安全保障理事会に対するUNMITの職務権限の可能な調整と強化を含む報告書を 2008 年 4 月 1 日までに安全保障理事会提出することを要請し、また、事務総長に対し、東ティモール政府と協議して、進展を評価する適切な達成条件のある中期の戦略を開発し彼が適切と考えた時に更なる報告書を提出することを要請する。
17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。